

令和7年6月閉会中 議会運営委員会の概要

日時 令和7年6月5日（木） 開会 午後1時59分
閉会 午後2時27分

場所 議会運営委員会室

出席委員 横川雅也委員長
逢澤圭一郎副委員長、権守幸男副委員長
高橋稔裕委員、渡辺大委員、美田宗亮委員、宇田川幸夫委員、荒木裕介委員、
齊藤邦明委員、新井一徳委員、中屋敷慎一委員、小島信昭委員、
町田皇介委員、水村篤弘委員、戸野部直乃委員、平松大佑委員、伊藤はつみ委員

出席者 白土幸仁議長、飯塚俊彦副議長

欠席委員 なし

説明者 堀光敦史副知事、都丸久企画財政部長

会議に付した事件

議会の運営に関する事項

令和7年6月閉会中 議会運営委員会における発言
(令和7年6月5日(木))

委員長

- 1 6月定例会の付議予定議案についてだが、堀光副知事の説明を求める。
なお、説明の際は、着席したままで結構である。

堀光副知事

委員長のお許しを頂いたので、6月定例会県議会に提案させていただく議案について、説明申し上げます。

サイドブックの「埼玉県議会令和7年6月定例会付議予定議案」のファイルをお開き願う。「埼玉県議会令和7年6月定例会付議予定議案件名総括表」である。6月定例会県議会に提案を予定している議案は、予算2件、条例11件、専決処分の承認1件、和解1件、の計15件である。

次のページを御覧願う。議案以外では、予算繰越報告などの報告事項が27件あり、合わせて42件となる。議案の詳細については、この後、企画財政部長から説明するが、私から主なものを説明する。

初めに、補正予算案については、八潮市内で発生した下水道管の破損及び道路陥没への対応のための予算措置を講じるとともに、高校生等への修学支援の拡充や「国民の安心・安全と持続的な成長に向けた総合経済対策」に基づく国の令和6年度補正予算への対応を行うため、補正予算を編成したものである。その結果、一般会計の補正予算額は、58億6,298万8千円、流域下水道事業会計の補正予算額は、41億1,030万8千円となった。

条例については、11件全てが一部改正条例である。主なものとしては、八潮市の道路陥没事故への対応体制を強化する「埼玉県職員定数条例の一部を改正する条例」、加須げんきプラザ及び神川げんきプラザを廃止する「埼玉県立げんきプラザ条例の一部を改正する条例」がある。

和解については、教育局に係る未払時間外勤務手当請求事件に関して和解することについて、議決を求めるものである。

以上、簡単だが、私からの説明を終わる。引き続き、企画財政部長に説明させるので、よろしく願います。

企画財政部長

お許しを頂いたので、議案等の詳細を、御覧の資料により説明申し上げます。

3ページの資料1「埼玉県議会令和7年6月定例会付議予定議案件名表」を御覧願う。

まず、「予算」だが、後ほど資料2で詳しく説明する。

4ページを御覧願う。「条例」について、説明する。1番は、国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律の一部改正を踏まえ、選挙長等の報酬の額を改定するものである。2番は、公職選挙法施行令の一部改正に伴い、これに準じて選挙運動用ビラ及びポスター作成の公営の単価を改定等するものである。

5ページを御覧願う。3番は、地方公務員の育児休業等に関する法律の一部改正及び人事委員会の人事管理に関する報告を踏まえ、部分休業の取得方法の拡充や、仕事と育児の両立支援制度に関する周知等、任命権者が職員に対して講じなければならない措置を追加するものである。4番は、地方税法の一部改正に伴い、加熱式たばこの課税方式を見直すなどするものである。

6ページを御覧願う。5番及び7番は、県の一般職員に準じ、部分休業の取得方法の拡充に伴い、企業職員及び流域下水道事業企業職員の給与の基準を改定するものである。6番は、流域下水道管の破損に起因する道路陥没事故対応体制を強化するため、下水道局の職員定数を12人増加させるものである。

7ページを御覧願う。8番は、施設の利用状況などを踏まえ、埼玉県立げんきプラザを再編することとし、加須げんきプラザ及び神川げんきプラザを廃止するものである。9番は、3番と同様、仕事と育児の両立支援制度に関する周知等、任命権者が学校職員に対して講じなければならない措置を追加するものである。

8ページを御覧願う。10番は、公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償の基準を定める政令の一部改正に伴い、県立学校の学校医などに対する休業補償等の額の算定の基礎となる補償基礎額等を改定するものである。

9ページを御覧願う。11番は、警察法施行令の一部改正に伴い、これに準じて警察官に支給するスカートを廃止するとともに、支給する被服の品目を実態に合わせて見直すなどするものである。条例については、以上である。

10ページを御覧願う。「専決処分の承認」である。地方税法等の一部改正に伴い、不動産取得税について、サービス付き高齢者向け賃貸住宅用の土地を取得した場合の減額の特例措置を2年延長するなど、緊急に埼玉県税条例等を改正する必要があるため、去る3月31日に専決処分したので、議会の承認を求めるものである。

11ページを御覧願う。「和解」である。戸田市立笹目中学校で勤務していた事務職員から提起された、未払時間外勤務手当請求事件について和解するものである。議案については、以上である。

次に、「報告事項」である。12ページを御覧願う。1番から13ページの6番の(2)までは「予算繰越報告」である。

14ページを御覧願う。「地方自治法第180条第2項の規定による知事専決処分報告」である。損害賠償の額を定めるもので、損害賠償の額が100万円以下のため、専決処分を行っている。

15ページから18ページまでは「地方自治法第221条第3項の法人の経営状況報告」であり、埼玉県住宅供給公社をはじめ合計19法人である。なお、埼玉県立大学など残りの5法人については、9月定例会での報告を予定している。

19ページを御覧願う。「観光づくりに関する基本的な計画の変更」である。埼玉県5か年計画の変更を踏まえ、外国人観光客数に係る指標の変更を行ったものである。報告事項については、以上である。

続いて、補正予算案を説明する。20ページを御覧願う。資料2「令和7年度 6月補正予算案の概要」を御覧願う。補正予算の内容だが、資料にあるとおり、(1)から(3)までの三つに整理している。それぞれの詳細は後ほど、説明する。

21ページを御覧願う。「1 補正予算額」についてである。今回の補正予算の規模は、表の太枠の補正額欄にあるとおり、一般会計で58億6,298万8千円、公営企業会計で41億1,030万8千円、合計で99億7,329万6千円となっている。「2 補正予算の財源内訳」について、今回の一般会計の補正では国庫支出金及び繰越金を充てている。

22ページを御覧願う。「3 補正予算の内容」について説明する。

まず、「(1) 下水道管の破損及び道路陥没への対応」についてである。「ア 復旧に向けた工事等」については、流域下水道事業会計において、現在の予算額90億円では不足が見込まれることから、必要な費用を追加で措置するものである。「イ 下水道局における定数改定への対

応」については、条例で御説明した事故対応体制を強化するための職員の定数改定に伴い、給与費及び一般会計からの繰出金を増額するものである。

次に、「(2) 高校生等への修学支援の拡充」についてである。「ア 高校生等への授業料等の支援の拡充」については、国のいわゆる高校無償化の先行措置に係る予算修正に伴い、高等学校等就学支援金制度で所得制限を受けている年収約910万円以上の世帯の高校生等を対象に高校生等臨時支援金を支給するとともに、高校生等奨学給付金について、国公立高校に通う非課税世帯の第1子の給付額を第2子以降と同額に増額するものである。

23ページを御覧願う。「(3) 国の令和6年度補正予算への対応」についてである。「ア 医療需要の変化に直面する医療機関に対する支援」については、効率的な医療提供体制の確保を図るため、医療需要の急激な変化を受けて病床数の適正化を進める医療機関に対し給付金を支給するものである。「イ 周産期医療体制及び小児医療体制の確保」については、取扱数が減少している分娩取扱施設や入院患者数が減少している小児医療施設に対し給付金を支給するとともに、分娩取扱の継続が困難な産科施設に対し、施設整備費等を補助するものである。「ウ 電子処方箋の活用・普及の促進」については、医療機関における電子処方箋の導入経費に対し、補助するものである。「エ 物価高騰の影響を受ける医療機関に対する支援」については、建築資材の高騰の影響を緩和するため、施設整備を行った医療機関に対し、給付金を支給するものである。「オ 農業支援サービス事業体に対する支援」については、農業の持続的な発展を図るため、事業体に対し、スマート農業機械等の導入や専門人材の育成に係る経費を補助するものである。

次に、24ページから28ページの資料3は、一般会計の補正予算案を「歳入款別」「歳出款別」「歳出性質別」に計数整理したほか、公営企業会計の補正予算案についてまとめたものである。後ほど、御覧いただきたい。

以上が、6月定例会に提案を予定している議案等の詳細である。よろしく願います。

委員長

2 請願の受付状況についてだが、議事課長から説明願う。

議事課長

本日午後2時現在、請願の受付はない。なお、6月定例会で審議する請願の締切りは、先例により、開会日の午後5時までとなっている。

委員長

3 6月定例会の会期予定等についての(1)質疑質問者数及び質疑質問日数についてだが、1日3人で5日間、計15人ということではいかがか。

< 了 承 >

委員長

次に、(2) 会派別日別質疑質問者の割り振りについてだが、資料1を御覧願う。
委員長案を申し上げてよいか。

< 了 承 >

委員長

まず、会派別割り振りだが、今定例会は自民１０名、民主フォーラム２名、公明１名、県民１名、共産党１名ということでいかがか。

< 了 承 >

委員長

次に、日別割り振りを申し上げる。

初日、自民１名、民主フォーラム１名、公明１名。２日目、自民２名、県民１名。３日目、自民２名、共産党１名。４日目、自民２名、民主フォーラム１名。５日目、自民３名ということでいかがか。

< 了 承 >

委員長

それでは、ただ今決定した質問順位を事務局から配布するので、御確認願う。

< 事務局職員が資料を配布 >

委員長

配布したとおりでよいか。

< 了 承 >

委員長

次に、（３）質疑質問者氏名及び質問形式並びに質問日の報告期限についてだが、開会日前日に当たる６月１１日（水）の正午までとするので、よろしくお願いします。

< 了 承 >

委員長

次に、（４）会期予定についてだが、委員長案を配布してよいか。

< 了 承 >

< 事務局職員が委員長案を配布 >

委員長

この案でいかがか。

< 了 承 >

委員長

次に、（５）発言通告書の提出期限についてだが、先例により、一問一答式で行われる質疑・質問については、休日を除き、発言の３日前の正午まで、一括質問・一括答弁式で行われる質

疑・質問については、休日を除き、発言の2日前の正午までとなる。したがって、質疑・質問1日目の6月18日（水）に係るものについては、一問一答式の場合は6月13日（金）の正午まで、一括質問・一括答弁式の場合は、6月16日（月）の正午までとなるので、御協力願う。

< 了 承 >

委員長

4 議席の枠の変更についてだが、会派別所属議員数の変更等に伴い、議席の枠を変更する必要が生じている。ついては、資料2のとおり県民及び無所属の枠を変更することでよいか。

< 了 承 >

委員長

ただ今の議席の枠の変更を受けて、県民から金野桃子議員の議席を14番に、岡村ゆり子議員の議席を15番にしたいとの申出があったので、本日付けをもって、議席の変更を行うことで、議長、よろしいか。

< 議長了承 >

委員長

なお、議席の氏名柱及び登退庁ランプの調整については、開会日までの間に行うことで御了承願う。

< 了 承 >

委員長

5 県議会広報テレビ番組の企画についてだが、資料3を御覧願う。

このテレビ番組の企画は、本日行われた各会派代表者会議において私から提案させていただき、了承いただいたものである。1の概要にあるとおり、現在、開会日の生中継1時間の枠は、知事提案説明の様子が放送された後、おおむね30分程度は議会案内の放送となっている。この実態を踏まえ、より議会活動をお伝えする放送内容とするため、昨年度に引き続き、主要会派代表者による討論番組の制作・放送を提案するものである。番組の制作を行うに当たり、より番組内容を充実させるため、9月定例会及び12月定例会に加えて、今年度は6月定例会における開会日の放送を取りやめることで対応したいと考えている。

次に、2の内容にあるとおり、番組の構成としては昨年度に引き続き各主要会派代表者の方に御参加いただき、1時間の討論会を実施したいと考えている。放送日時は、令和7年12月下旬の19時から20時を予定しており、今回は、令和8年1月中旬頃に再放送も予定している。収録は、事前にテレビ埼玉のスタジオで行いたいと考えている。なお、ファシリテーターについて、今回は有識者と進行役の2名を予定している。

次に、3にあるテーマについてである。昨年度は二つのテーマについて御討論いただいたが、今回はテーマを1本に絞ることで、より議論を深めていただきたいと考えている。テーマ案については、9月定例会の各会派代表者会議において、御提示させていただく予定である。なお、県議会広報テレビ番組の企画放送に係る監修は、私に御一任いただきたいと思います。

説明は以上だが、テレビ番組の企画を制作・放送することについて御了承いただけるか。

＜ 了 承 ＞

委員長

それでは、そのように進めさせていただく。

委員長

６ テレビ広報番組についてだが、資料を事務局から配布願う。

＜ 事務局職員が資料を配布 ＞

委員長

政策調査課長から説明願う。

政策調査課長

ただ今お配りした資料のうち、本会議のテレビ中継予定（案）を御覧願う。これまでと同様、６月定例会についても、議会運営委員会委員長及び副委員長の監修の下、資料のとおり、テレビ中継をしたいと考えている。閉会日の委員長報告は生中継で、一般質問については１日分を１時間に編集の上、録画放送で行いたいと思う。なお、先ほど横川委員長から説明があったが、今定例会の開会日の生中継は行わない。また、一般質問の録画放送に係る編集に当たり、質問をされた議員の方々に、放送する質問項目をお選びいただく。一般質問の様子は、御覧の表のとおり質問からおおむね１週間後の、夜２０時から２１時の時間帯に放送したいと考えている。

続いて、資料「テレビ広報番組の収録及び放送について」を御覧願う。まず、１の「６月定例会ダイジェスト」である。定例会開会日の議会運営委員会、本定例会中の本会議の様態等をテレビカメラにより収録させていただき、「６月定例会ダイジェスト」として、７月１３日（日）に放送したいと考えている。

次に、２の「常任委員会だより」である。各常任委員会の審査風景をテレビカメラにより収録させていただき、「常任委員会だより」として、９月２１日（日）に放送したいと考えている。

どうぞ、よろしくお願いする。

委員長

７ オンライン質問の運用基準についてだが、２月定例会で会議規則を改正し、第５２条の２において、大規模災害、感染症まん延、育児、介護その他のやむを得ない事由により出席が困難である場合に、質問を行うことを可能とする特例を定めた。これに伴い、オンラインによる質問を行うときの実施方法等必要な事項について、運用基準の委員長案を作成したので、資料４を御確認願う。

＜ 確 認 ＞

委員長

主な点を説明する。運用基準は、質問の特例に関しその実施方法等を定めるものである。

まず、第２条にあるとおり、オンライン質問を実施する議員の責務として、オンライン質問の実施に支障が生じないようにするとともに、情報セキュリティ対策等を適切に講じることと

する。また、質問を行う開始予定時刻の３０分前までに、書記との間で通信環境が良好に保たれていることを確認する。

次に、第３条にあるとおり、オンライン質問の実施を希望する議員は、質問を実施する日の２日前の正午までに議長に申し出ることとする。

次に、第６条にあるとおり、通信障害が発生したことその他これに準ずる事由により映像又は音声の送受信が困難となったときは、休憩を宣告するものとする。また、この場合、オンライン質問を実施する議員一人当たり二回まで、累計して１０分を限度とし、発言時間の計測は中断するものとする。休憩の宣告後、累計して１０分を経過しても、なお映像又は音声の送受信が困難である場合には、オンライン質問に要する機器の接続を中止し、発言があった内容に対する答弁を求めた後にオンライン質問を終了とする。その他、必要な事項を定めることとしている。

この件については、今後の本委員会で御協議いただきたいと思いますので、よろしくお願いします。

中屋敷委員

特別委員会の設置について発言させていただきたい。

令和７年１月２８日に発生した八潮市道路陥没事故において、被害に遭われた方が先月、御遺体となって発見されるという大変痛ましい結果となった。改めて御冥福をお祈りする。今回の件は、公共インフラである下水道管の破損に起因すると思われる大規模な道路陥没という重大な事案であり、老朽インフラの管理体制や危機対応の在り方が問われている。

そこで、我が会派としては、八潮市道路陥没事故に関する調査をするために特別委員会の設置を提案したいと考えている。２月定例会において、「道路陥没事故に係る下水道復旧、住民・事業者への対応及び老朽化対策の決議」を全会一致で可決した。この決議により、本県議会は、事故で日常生活や事業活動に影響を受けた県民や事業者への対応、さらには今回のような事故を未然に防ぎ、県土を強靱化させるために必要なインフラの老朽化対策が十分に確保されるよう、全力で責務を果たしていくこととした。今回のような事故を防ぎ、県民生活の安心と安全を確保することができるよう、議会においても、特別委員会を設置して、議論していくべきと考える。

各会派においては、趣旨を御理解いただき、特別委員会の設置に向けた協議を行っていただくよう、特段の御配慮をお願いします。

委員長

ただ今の件については、今後の本委員会で御協議いただきたいと思いますので、よろしくお願いします。

< 了 承 >

委員長

８ その他の次回議会運営委員会の確認についてだが、特別な事情のない限り、６月定例会開会日・６月１２日（水）の朝、午前９時３０分とすることによいか。

< 了 承 >